

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

施策名： 環境保全・創造
施策番号： 12 - 01

1 基本情報

施策名	12	環境保全・創造	展開方向	01	脱炭素社会の形成
主担当局	経済環境局				

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	市域における二酸化炭素排出量	↓	2,494 (R2速報値)	kt-CO2	2,049	2,292	2,434	2,277	2,321 (速報値)	—
B	地球温暖化を防ぐ行動をする市民の割合	↑	48.9	%	65.0	48.9	46.1	54.1	51.8	48.1
C	あまがさき環境オープンカレッジ推進事業参加者数	→	13,918 (R1)	人	14,000	6,541	12,177	11,810	12,527	9,855
D	あまがさき環境教育プログラム実施校数	↑	20	校	42	20	29	33	35	39
E										

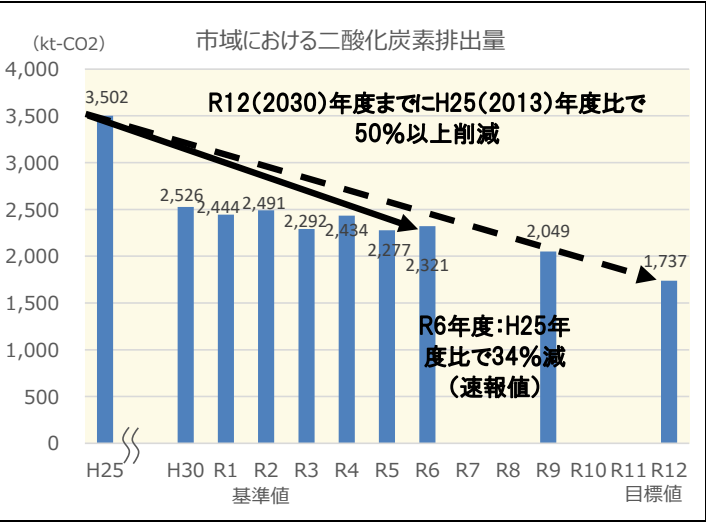
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【環境配慮型の建築物の普及や設備の更新・運用改善の支援などによる消費エネルギーの徹底的な削減】【再エネ設備の導入促進などCO2排出を伴わないエネルギーへの転換の推進】（目標指標A・B） (目的)2050年までに脱炭素社会の実現に向け、まずは2030年度のCO2排出量を2013年度比で50%以上削減する。 ①《脱炭素先行地域の取組》令和7年3月に開業したゼロカーボンベースボールパークにおいて、エ虎フェス等を実施し、市民等へ行動変容を呼びかけた。また、大物公園の路面太陽光発電設備の導入等を行うとともに、太陽光パネルの設置場所に阪神尼崎駅を追加する等の計画変更を行った。 ②《エコカーの推進》休日の公用車EVカーシェア(2台)の利用率向上に向け、観光局と連携したチラシを作成し、利用促進を図った(年86回利用)。また、公用車5台をEVに更新するとともに、グリーンビークル普及促進事業では事業者のEV導入(5台)を補助した。EV充電インフラについては、基礎充電を基本としつつ、その必要性について検討を行った。兵庫県が、燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域に選定されたことから、水素ST整備の候補地の1つとして、県と連携して検討を進めた。 ③《省エネ・再エネ設備の普及促進》住宅用太陽光発電設備等共同購入については、県内15市町で連携し、本市では174件の登録、8件の契約と約17.84kWの設置につなげた。県が主体となる共同購入事業への令和8年度からの参画に向け、県と協議を行った。事業者向け共同購入についてはNATSで連携の下、令和7年度から事業を開始し、本市では5件の登録があった(契約は1件)。さらに、ZEH等の省エネ・再エネ住宅ガイドブックを新たにハウスメーカー等にも配布し、市民等へ行動変容を促した。 ④《公共施設の省エネ・再エネ化》環境マネジメントシステムにより公共施設における太陽光発電設備の導入状況(約1,040kW)を確認し、市民・事業者への率先垂範の観点からホームページで公表した。そのほか、公共施設への再エネ導入促進に向け、ペロブスカイト太陽電池のモデル事業について検討を行った。 ⑤《エネルギーの地産地消》クリーンセンターで発電した余剰電力を市内31事業者に供給するとともに、令和8年度からの一部公共施設への自己託送に向け、支援事業者を選定して協定を締結し、電力の需要家となる市内事業者の募集を行った。 【環境教育の充実、あま咲きコインの活用による環境配慮行動の促進など、環境に配慮したライフスタイルの実践に向けた支援】 (目標指標A・B・C・D) (目的)市民一人ひとりが地球温暖化による危機を認識できるよう取り組み、それぞれの行動変容につなげる。 ⑥《市民等の省エネ行動の推進》省エネ行動を行った市民等に対し、「あま咲きコイン」を付与する取組について、市民まつりや地域のイベント、市報等で周知を行い、延べ2,489人が参加し、約87.2tのCO2排出量削減につなげた。 ⑦《給水機設置によるマイボトルの普及促進》公共施設の給水機について、利用頻度の少ない3か所を撤去し、1か所に新たに設置した(給水スポットは43か所)。削減効果は500mlペットボトル307,255本分となったほか、尼崎市オリジナルマイボトルの販売本数は、令和3年度からの累計で5,000本を超えた。 ⑧《若年層や企業との連携》「あまがさき環境オープンカレッジ推進事業」では、多くの学生や企業の協力のもとエコあまフェスタ等の主催活動を実施し、延べ9,855人が参加した。また、実行委員会や主催活動に大学生ボランティアを受け入れ、若年層と連携するきっかけづくりを行った。 ⑨《環境教育への取組》小学校で実施している「あまがさき環境教育プログラム」については、取組が定着しつつあり、前年度未実施だった小学校へ働きかけることで昨年度を上回る39校で実施した。また、就学前の幼児に「遊び」を通じて木への親しみや森林の大切さの理解を深めてもらうため、兵庫県産木材を用いた積み木や紙芝居などの木育用品を65か所の保育施設等に配付するとともに、紙芝居の読み聞かせ動画を作成・配信した。	
①庁内連携のもと、引き続き阪神電気鉄道㈱と協力し、計画を着実に進める必要がある。また、ゼロカーボンベースボールパークの魅力や集客力を活用した啓発活動により、環境に関心の低い市民等の行動変容を促していく必要がある。 ②市民等がEVを身近に感じられる機会の創出や、事業者への導入支援等により、普及啓発を進めていく必要がある。充電インフラについては、EV普及状況や国の施策等の動向を注視しながら、設備導入や民間への支援等について、着実に進めていく必要がある。	③建築物省エネ法の改正や国の住宅省エネキャンペーン等により、太陽光発電設備やZEH等の普及は一定進んでいるが、新築・改築時が導入の最大のタイミングとなるため、その機を逃さないよう、一層の周知が必要である。
④業務その他部門のCO2削減量が鈍化していることから、公共施設の脱炭素化を着実に進めるとともに、市の取組を発信することで、率先垂範による市民・事業者への啓発につなげる必要がある。 ⑤令和8年度から開始する自己託送を着実に実施するとともに、公共施設等のCO2排出量の削減効果を確認し、新ごみ処理施設(令和13年度供用開始予定)によるエネルギー地産地消事業に向けた検討を進めていく必要がある。	⑦給水機は、設置可能な施設が限定されることから、今後は、既に給水機を設置している民間施設に対し、給水スポットへの登録を促していく必要がある。 ⑧参加者や主催活動は定着しつつあるものの、高齢化等による環境活動の担い手不足が課題である。
⑨教育施設側の年間スケジュールの都合により、プログラムの実施に至らない小学校がある。また、小学生で培った環境意識を持続させていくために、中高生に向けたアプローチ手法について検討が必要である。	

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	小田南公園を活用した賑わい創出と環境啓発の実施(ゼロカーボンシティ推進事業)
2	公共施設への太陽光発電設備導入に係る取組
3	エネルギーの地産地消促進事業の拡充(脱炭素経営支援事業)
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針
・市域のCO2排出量は、近年、横ばい傾向にあることから、部門別の取組を評価・検証する中で、更なる効果的な施策の検討を進める。
・ゼロカーボンベースボールパークを活用した啓発事業については、幅広い市民の参画を得ていることから、引き続き事業者とも連携し、その取組をこれまで関心がなかった層にも広げ、市民等のより実質的な行動変容につなげていく。
・脱炭素社会の実現に向けては、脱炭素先行地域での再エネ・省エネ設備の導入や、エネルギー地産地消の取組について、市が率先垂範のもと、市民・事業者とも連携し積極的に進めるとともに、それぞれの取組の効果検証を踏まえ、今後の更なる取組の拡大を検討していく。

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

施策名： 環境保全・創造
施策番号： 12 - 02

1 基本情報

施策名	12 環境保全・創造	展開方向	02 循環型社会の形成
主担当局	経済環境局		

2 目標指標

指 標 名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					R3	R4	R5	R6	R7
A 焼却対象ごみ量	↓	127,784	t/年	123,466	127,784	124,511	116,317	112,538	110,750
B 「燃やすごみ」の排出量	↓	443	g/人・日	423	443	428	413	402	394
C 家庭系食品ロスの発生量	↓	73 (H29～R2平均)	g/人・日	65	—	51	54	56	44
D 廃棄物処理に係る不利益処分等(勧告・命令等)の件数	→	0	件/年	0	0	0	0	0	0
E クリーンセンター稼働実績	→	100	%	100以上	100	104	99	104	95

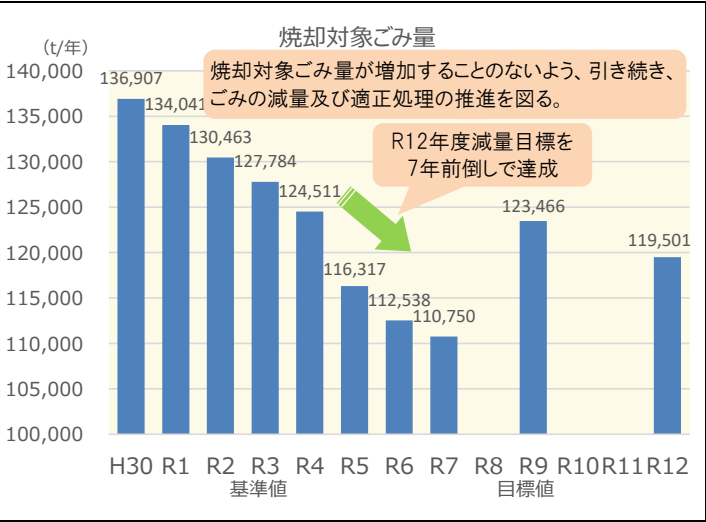
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【食品ロスやプラスチックごみの削減など3Rによるごみ減量の推進】(目標指標A・B・C) (目的)循環型社会の形成に向け、3Rによるごみ減量を推進し、環境負荷の低減を図る。また、社会的課題の解決にも寄与する食品ロスやプラスチックごみの削減など、ごみとしないリデュースの取組を推進するため、市民・事業者における主体的な削減行動を促進する。 ①《ごみの排出量》焼却対象ごみ量は前年度比1.6%減(1,788t減)となり、一般廃棄物処理基本計画の令和12年度目標値を令和5年度以降、継続して達成している。ごみの減量やリサイクルの推進のため、家庭ごみべんりちよう及びごみ分別アプリにネパール語版・やさしい日本語版を追加(ダウンロード数1,264件)し、市内の日本語学校5校を訪問し周知を行った。 ②《食品ロス削減の取組》「もったいない! あまがさき推進店」(122店舗)のうち21店舗の協力により、「もったいないスタンプラリー」を実施した(参加者約900人、うち応募者37人)。また、売れ残りによる食品ロスの削減や市民の行動変容の促進を目的として、携帯アプリ「TABETE」を運営する事業者と協定を締結した。その結果、市内の加盟店は4店舗から16店舗へ拡大したほか、フードドライブを30回実施するなど、食品ロス削減に向けた取組を推進した。 ③《プラスチックごみ削減の取組》公共施設14か所でペットボトルキャップの回収を行うとともに、令和7年10月からは市内小学校においても回収を開始し、1,916kgを回収した。また、回収したキャップの水平リサイクルなどの再資源化に向け、令和8年1月に事業者と資源循環の促進に関する協定を締結したほか、同時期から市内事業者からの回収も開始した。 ④《紙資源の分別促進及び新たな資源化の取組》紙資源回収拠点の設置促進を目的に、収集事業者や土地所有者等に補助制度の内容や設置の重要性などを説明することで、1か所の拠点回収場所の設置を実現した。また、新たな資源化の取組として、家庭から排出される廃食用油の回収キャンペーンを実施した。	①焼却対象ごみ量の削減目標は達成していることから、今後も維持するとともに、更なるごみ減量及びリサイクルの向上に向けた新たな目標設定や施策の検討が必要である。 ②スタンプラリーは紙媒体で実施したため、開催期間中の参加動向を把握できないほか、メニューや所在地等の店舗情報が十分伝わらず参加意欲につながりにくかったことから、実施方法の見直しが必要である。また、食品ロスが約11%発生している現状を踏まえ、更なる食品ロス削減に向けた取組が必要である。 ③小学校での回収は開始されているものの、児童自身が趣旨を理解し、主体的に関わる仕組みが必要である。また、市内事業者からの回収は現状4件にとどまっており、取組を広げる必要がある。 ④収集事業者は設置場所を探しているものの、設置面積の確保や防火、不法投棄対策などが課題となり、設置に至らないケースが多い。そのため、土地所有者に対し、設置の重要性や不法投棄対策について説明するなど設置に向けたサポートが必要である。
【ルールに則った分別など廃棄物の適正処理の推進】(目標指標A・B・C・D) (目的)循環型社会の形成に向け、一般廃棄物・産業廃棄物の適正な排出及び処理を徹底し、環境負荷の低減を図る。 ⑤《優良管理ごみ集積施設認定制度及びガラス対策》優良管理ごみ集積施設を39件認定しており、家庭ごみの排出ルールを守って適正に管理する集積所は徐々に増加している。一方でマンション等のごみ集積所ではガラスによるごみ散乱被害が生じており、58件の指導啓発を行った。 ⑥《危険物の回収》分別意識の向上や排出機会の充実を図るため、小型充電式電池を常時回収できるよう、本庁及び生涯学習プラザの7か所に回収ボックスを設置し、回収を行った(回収量は1,767kg)。また、同場所においてエアゾール缶も対象とした回収キャンペーンを21回実施した(回収量は5,480kg)。 ⑦《廃棄物の適正処理》ごみ検査数を年間543回から805回に増加させた結果、事業系ごみ量は前年度比0.4%減(168t減)となったほか、紙資源の混入割合も0.7ポイント減の12.5%となった。 ⑧《産業廃棄物の適正処理の推進》建設廃棄物の適正処理に係る啓発文の配付や、187件の立入調査等を通じ、廃掃法に基づく適正処理を指導することにより、不適正処理の防止に取り組んだ。	⑤ガラスによるごみ散乱を防止するため、マンションの管理会社等への指導や住民への啓発文の投函などを行っているものの、未だ改善が見られない集積所もある。 ⑥近年、モバイルバッテリーなどの小型充電式電池の混入により収集車両やごみ処理施設で火災事故が発生しており、分別意識の更なる向上が必要である。 ⑦検査数の増加により一定の改善がみられるものの、事業系ごみにおける紙資源や産廃の混入などの不適正搬入を未然に防ぐ必要がある。 ⑧低濃度PCB廃棄物の処理期限が令和9年3月末であることから、処理期限の周知並びに排出事業者に対する指導及びサポートを行う必要がある。
【安定的かつ災害対応に配慮した新ごみ処理施設の整備など持続可能なごみ処理体制の構築】(目標指標E) (目的)循環型社会の形成に向け、安定的、効率的なごみ処理体制を構築する。 ⑨《ごみ処理施設の整備及び安定稼働》第1工場跡地整備・運営事業では、旧大高洲庁舎等の解体及び第1工場のアスベスト除去等を行った。	⑨現在稼働中のごみ処理施設は老朽化により令和12年度末をもって停止するため、新施設の整備を遅滞なく進めるとともに、それまでの間は安定的に運用する必要がある。また、新施設の供用後における既存施設等の跡地利活用について検討する必要がある。

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	カラス除けボックスの貸与(ごみ減量・リサイクル推進事業)
2	食品ロス削減クッキングの実施(ごみ減量・リサイクル推進事業)
3	廃棄物資源化業務の見直し
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	家庭ごみべんりちよう及びごみ分別アプリの言語追加(ごみ減量・リサイクル推進事業)
2	もったいない! スタンプラリーの実施(ごみ減量・リサイクル推進事業)
3	じんかい収集事業の見直し
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	資源物回収拠点設置に対する補助(ごみ減量・リサイクル推進事業)
2	じんかい収集事業の見直し
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

令和8年度の取組
【食品ロスやプラスチックごみの削減など3Rによるごみ減量の推進】 ①基本計画の中間見直し年度であることから、これまでの取組に係る評価・検証を行い、その結果を踏まえ、更なるごみ減量及びリサイクルの向上に向けた新たな目標設定や施策について検討を行う。 ②デジタルスタンプラリーを導入することで、参加店舗のメニューや所在地などの情報を発信するとともに、参加者の動向を把握し、効果的な情報発信を行うことで事業の活性化を図る。また、新たな取組として、家庭で持て余している食材を持ち寄り、食品ロス削減の専門知識を持つ講師のアドバイスのもとで調理を行う「食品ロス削減クッキング」を実施し、意識向上と行動変容につなげる。 ③小学校向けに実施する「あまがさき環境教育プログラム」において、キャップ資源化に関する取組を紹介するほか、協定事業者と連携して小学校への出張授業等を実施する。また、市内事業者からの回収量の増加を図るため、SDGsパートナーやあまがさきまちなみクリーンフェローに参画する事業者等へ呼びかけを行う。 ④拠点の増加に向けて、土地所有者に対し、設置の重要性や不法投棄対策について丁寧の説明する。それでも設置場所の確保につながらない場合には、制度の廃止を含めた見直しを検討する。また、回収した廃食用油については、事業者との協定締結を進め、バイオディーゼルやSAF(持続可能な航空燃料)への資源化を図る。 【ルールに則った分別など廃棄物の適正処理の推進】 ⑤優良管理ごみ集積施設の認定については、作業員から適正に管理されている施設の情報提供を受け、事務所と連携することで、認定数の増加を図る。また、カラス除けボックスを一時的に貸与し、改善の進まない集積所に効果を体験してもらい導入を促す。そのほか、新設される集合住宅のごみ集積所については、鳥獣害対策となるカラス除けボックス等の設置義務化を含む技術基準の見直しを進める。 ⑥常設の回収ボックスや回収キャンペーンによる利用促進のほか、消防局とも連携した回収キャンペーンを実施することにより、発火事故防止に向けた分別意識の向上を図る。 ⑦不適正搬入が認められ指導を行った事業者を中心に検査を実施し、再発防止及び指導対象ごみ搬入率の低減を図る。 ⑧経済団体等を通じ、低濃度PCB廃棄物の処理期限及び処理に係る補助制度等について広く周知することにより、期限内処理を目指す。また、庁内の電子マネーの利用率を上げるため、環境部局がJWNETに加入し、段階的に庁内利用を促進する。 【安定的かつ災害対応に配慮した新ごみ処理施設の整備など持続可能なごみ処理体制の構築】 ⑨新ごみ処理施設の令和13年度の供用開始に向け、引き続き第1工場の解体を行う。また、現在稼働中のごみ処理施設については、安定的にごみ処理のため、定期整備工事を効果的に実施し、故障防止に努める。あわせて民間事業者の意見や提案を把握するためサウンディング型市場調査を実施し、跡地等利活用検討を進める。
主要事業の提案につながる項目
【食品ロスやプラスチックごみの削減など3Rによるごみ減量の推進】 ①基本計画の中間見直しに伴い設定する新たな目標の達成に向け、ごみ減量及びリサイクルの向上に資する取組を実施する。

評価と取組方針
・一般廃棄物処理基本計画の中間見直しにおいては、これまでの取組を評価・検証する中で、焼却ごみの更なる減少に向けて、特にごみ分別の質の向上にも着目し、市民や事業者にとつて、実施目的が明確で、意欲的に取り組める目標指標を設定することで、効果的な施策の検討につなげていく。 ・食品ロス削減に向けては、事業者とも連携し、その必要性や手法について、学び・実践できる機会を提供することで、食品ロス削減への理解の促進を図り、市民の積極的な行動変容につなげる。

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

施策名: 環境保全・創造
施策番号: 12 - 03

1 基本情報

施策名	12	環境保全・創造	展開方向	03	環境の保全
主担当局		経済環境局			

2 目標指標

指 標 名		方向		基準値 (R3)		目標値 (R9)		実績値				
								R3	R4	R5	R6	R7
A	公害規制に係る不利益処分件数	→		0	件/年	0		0	0	0	0	0
B	自然観察や自然保護活動に参加している人の割合	↑		0.5	%	2.3		0.5	0.8	1.0	1.3	0.7
C	市民農園の開設面積	↑		3,055	m ²	7,050		3,055	3,525	4,835	5,249	5,249
D	防災協力農地の登録面積	↑		—	ha	8		—	4.7	6.7	7.4	7.4
E	尼崎21世紀の森又は運河に関する取組の認知度	↑		17.9	%	30.0		17.9	18.1	17.8	21.4	18.3

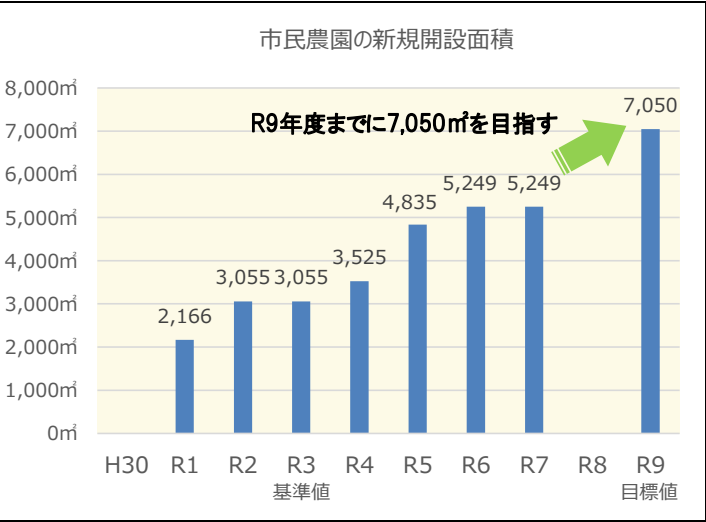
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【環境監視と規制、立ち入りによる指導】 (目標指標A) (目的)大気汚染等の常時監視を行い、市内環境の状況を把握する。また、届出等審査、事業所・解体現場への立入検査等を実施し、環境汚染の未然防止を図るとともに、市民からの相談等に対し、速やかな現地調査及び事業者への指導等を行い、その解決を図る。 ①≪一般環境状況把握と発信≫大気汚染等の常時監視を実施するとともに、市民・事業者との連携により環境改善を図ってきた歴史や現在の大気環境等に関する情報を広く知ってもらうことで市民の環境意識の向上を図るため、新たにエ虎フェスなどのイベントでのパネル展示やYouTubeを活用した周知活動を行った。 ②≪環境汚染の未然防止≫法令違反等による環境汚染を未然に防止するため、アスベスト対策強化に係る大気汚染防止法改正など公害規制に関する法令の周知や監視・指導、公害に関する相談等への対応を継続して実施した。	
【自然・農地保全の活動や市民団体と連携した環境学習・啓発など生物多様性に配慮した取組の支援】 (目標指標B・C・D) (目的)身近な生き物や自然への関心や理解を深めることにより、自然環境や生物多様性の保全・創出を推進する。また、市民農園など、市民が直接土に触れ農業に親しめる機会を提供するとともに、都市農地の多様な機能の発揮と有効活用、都市農業の安定的な継続を支援し「都市にあるべき農地」の減少を食い止める。さらに、周辺の自然と調和した農業公園について、有効活用を図る。 ③≪生物多様性保全に向けた取組≫農業公園に自生するヒメボタルの生息環境改善に向けた基礎調査及び生息地の整備を実施した。また、猪名川及び藻川に囲まれた地域とその周辺において、環境学習や自然体験活動を推進するために必要な親水空間の整備を行う「水辺の楽校プロジェクト」の実施に向け、協議会を設立・開催し、整備内容や活動内容等について協議を行った。 ④≪農地の保全と活用≫農家個々の実情に応じ、農地貸借や市民農園開設といった具体的な活用手法に係る情報提供や取組への支援を行い、新規開設に向けた市民農園2か所の整備及び体験農園(農業塾)1か所の開設につなげた。また、防災協力農地については、農会長会において制度説明や登録依頼を行った結果、新たに1件(495m ²)の登録があり、目標登録面積をおおむね達成した。 ⑤≪農業公園の魅力向上≫定期的なあまやさい軽トラ市の開催に加え、生物多様性に基づく環境学習を25回開催し、1,797人の参加があった。また、農業公園の再整備については、市民ニーズを踏まえ、駐車場の拡張や老朽箇所の修繕を行った。さらに、水路に生息する生物と触れ合える親水空間については、田畑を新たに整備し、農業体験などのソフト事業の充実が可能となった。	
【尼崎21世紀の森構想の推進】 (目標指標E) (目的)臨海地域(運河含む)の魅力を発信することで臨海部の活性化を図る。 ⑥≪臨海部や運河域で活動する団体等の連携促進≫臨海部や運河域で活動する団体等の連携促進及び活性化に向けて、ワークショップ等を実施し、運河や臨海部の魅力発信と来訪機会の創出を図った。また、尼崎キャナルガイドの会による季節のウォーキングを例年どおり実施し、市民グループによる継続的な魅力発信につなげた。 ⑦≪尼崎21世紀の森構想エリアの活性化≫尼崎21世紀の森構想エリアの活性化に向け、兵庫県が進める「ひょうごフィールドバザリオン」への登録について、森構想エリア内での活動の認定に向けた取組を進めた。森と運河、エリア内企業等の活動を一体的に捉え、SDGsの視点を取り入れた体験型地域プログラムとして整理を進めることで、森構想エリアの魅力発信と価値向上につなげるとともに、引き続き、企業版森の会議を実施し、構想エリア内の企業等の情報共有や連携の促進を図った。	
①大気汚染等の常時監視を行っている測定所を安定的に運用し、市内環境の状況を継続的に把握する必要がある。また、環境の改善状況や現状について引き続き情報発信する必要がある。 ②事業者が法令に沿った適正な事業活動を行えるよう、公害規制に係る法令の内容を周知する必要がある。 ③生物多様性の重要性や保全意識を市民・事業者へ広く醸成することが必要である。また、「水辺の楽校プロジェクト」の具体的な整備内容や運用方法等について、協議を進める必要がある。 ④近年、相続による市民農園の廃止が続いている。一方、野菜作りに関心のある市民ニーズは依然として高い状況にあることから、農地所有者に適宜情報提供などを行い、新規開設に努めるとともに、都市農地には環境面、防災面など多様な機能があることを啓発し、農地保全につなげる取組を進める必要がある。 ⑤農業公園については、あまやさいを通じた農業振興の拠点として、農業体験やあまやさいの販売などを通じて都市農業への理解・関心を深めるとともに、ファミリー世帯が集まるにぎわいのある施設としての利活用を目指し、管理棟の建替えなどの再整備を引き続き着実に進める必要がある。	
⑥運河や臨海部エリアの認知度は依然として限定的であり、取組の広がりは十分とは言えない。また、活動団体のリソースや体制の制約により、既存の取組の維持に留まっている。 ⑦エリア全体としての認知度は依然として十分とは言えない状況である。また、「ひょうごフィールドバザリオン」への登録に向けた取組についても、森や運河、エリア内企業等の活動を一体的なプログラムとして、体験する人にとって魅力あるものにしていく必要があるほか、企業版森の会議を通じた企業等の連携は進みつつあるものの、構想エリアの魅力発信や取組の広がりにつなげていくためには、関係主体の更なる参画や連携の強化が必要である。	

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	防災協力農地登録制度の見直し
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	農業公園魅力向上事業
2	ヒメボタルの生息環境の整備(環境保全の啓発・活動支援事業)
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針
・農業公園については、整備が完了した親水空間等を活用し、自然体験や環境学習を通じて身近な自然への理解・関心の促進を図る。また、農業体験やあまやさいの販売による都市農業への理解・関心の促進につなげるなど、市民や事業者と協働しながら魅力あるソフト事業を展開していく。 ・都市部に残る貴重な自然環境である猪名川・藻川の水辺を有効活用し、こどもが安全に環境学習や自然体験を行えるよう、関係機関や地域団体と連携し、環境の整備等を進める。